

令和7年 第4回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和7年12月17日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後 1時44分 散会

○出席委員（27名）

委員長	19番	外崎勝康	委員	副委員長	11番	坂本崇	委員
	1番	須藤江利加	委員		2番	工藤裕介	委員
	3番	志村洋子	委員		4番	三浦行	委員
	6番	工藤賢生	委員		7番	竹内博之	委員
	8番	樋川篤子	委員		9番	竹浪敦	委員
	10番	成田大介	委員		12番	齋藤豪	委員
	13番	蛭名正樹	委員		14番	畑山聡	委員
	15番	石山敬	委員		16番	木村隆洋	委員
	17番	千葉浩規	委員		18番	野村太郎	委員
	20番	尾崎寿一	委員		21番	蒔苗博英	委員
	22番	松橋武史	委員		23番	石岡千鶴子	委員
	24番	三上秋雄	委員		25番	佐藤哲	委員
	26番	工藤光志	委員		27番	清野一榮	委員
	28番	田中元	委員				

○出席理事者

総務部長	堀川慎一	財務部長	今井郁夫
市民生活部長	佐藤真紀	福祉部長	秋田美織
健康子ども部長	佐伯尚幸	健康子ども部スポーツ局長	堀子義人
商工部長	岩崎文彦	観光部長	白戸麻紀子
都市整備部長	小山内孝紀	上下水道部長	京野直文
教育部長	森岡欽吾	人事課長	福士太郎
財政課長	種市穂	管財課長	羽場隆文
市民課長	長利博子	環境課長	葛西正樹
障がい福祉課長	成田亜弘	生活福祉課長	間山博樹
介護福祉課長	工藤信康	子ども家庭課長	清野悟

国保年金課長 相馬延承
商工労政課長 佐々木幸生
土木課長 工藤昭仁
地域交通課長 羽賀克順
相馬総合支所長 工藤浩
学務健康課長 原直美

スポーツ振興課長 若松義人
文化振興課長 菊地謙太郎
道路維持課長 竹村隆史
公園緑地課長 鳴海淳
上下水道部総務課長 中村洋幸
生涯学習課長 中川元伸

○出席事務局職員

事務局 長 西谷慎吾
次長補佐兼議事係長 竹内良定
主 事 外崎容史
主 事 飯田大空

次 長 竹内孝行
主 査 須藤弘毅
主 事 田村宣樹

午前10時00分 開会

◎委員長（外崎 勝康委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は25名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第117号から議案第121号まで及び第134号から第139号までの以上11件であります。

なお、審査に先立ち委員の方へお願いいたします。質疑される方は、質疑する款目かページ番号を申し添えて質疑願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第117号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第8号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（今井 郁夫） 議案第117号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第8号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に13億1717万3000円を追加し、補正後の額を911億3383万4000円とするほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、斎場長寿命化改修事業に係る変更1件であります。

繰越明許費の補正は、弘前城中濠護岸整備事業などに係る追加8件であります。

債務負担行為の補正は、戸籍システム機器購入費などに係る追加10件であります。

地方債の補正は、史跡弘前城跡整備事業に係る追加1件及び斎場整備事業などに係る変更2件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の1702万1000円の減額は、アスベスト含有調査業務委託料を減額するものであります。

5目支所及び出張所費の444万円は、相馬庁舎及び御所温泉に係る光熱水費を追加するものであります。

11目諸費の3億6038万8000円は、過年度に実施

した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金を追加するものであります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の404万3000円は、戸籍システム振り仮名記録対応業務委託料を計上するものであります。

13ページを御覧ください。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の288万7000円は、行旅病人・死亡人扶助費を追加するものであります。

2 目心身障害者福祉費の8億6651万5000円は、就労移行支援扶助費などの福祉サービスに関する扶助費を追加するものであります。

3 目老人福祉費の7429万3000円は、老人保護措置費及び介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

14ページにかけての4 目社会福祉施設費の223万円は、弥生荘指定管理料などを追加するものであります。

14ページを御覧ください。

5 目国民年金費の134万2000円は、国民年金システム改修業務委託料を計上するものであります。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の3058万4000円は、病児病後児保育事業業務委託料などを追加するものであります。

2 目児童運営費の1億2550万9000円は、保育所運営費などを追加するものであります。

4 目児童福祉施設費の71万8000円は、弥生学園指定管理料を追加するものであります。

15ページを御覧ください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 9 目斎場費の1億5770万8000円の減額は、斎場長寿命化改修事業に係る設計等業務委託料及び工事請負費を減額するものであります。

5 款労働費 1 項労働諸費 1 目労政費の4811万7000円の減額は、職業能力開発校移転改修工事を

減額し、東京圏U J I ターン就職等支援金などを追加するものであります。

7 款商工費 2 項公園費 4 目弘前公園整備費の210万円は、弘前城中濠護岸整備工事を計上するものであります。

16ページを御覧ください。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費の3807万6000円並びに3 項中学校費 1 目学校管理費の2042万2000円は、小中学校における燃料費及び光熱費のほか、電話自動音声システム設置業務委託料を追加するものであります。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費の133万9000円は、総合学習センターに係る燃料費を追加するものであります。

6 目文化会館費の66万円は、岩木文化センターに係る燃料費を追加するものであります。

17ページを御覧ください。

5 項保健体育費 2 目体育施設費の447万3000円は、金属町体育センター指定管理料などを追加するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、7ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、14 款分担金及び負担金、16 款国庫支出金、17 款県支出金、20 款繰入金のうち弘前公園お城とさくら基金繰入金、22 款諸収入及び23 款市債をそれぞれ計上するとともに、一般財源として20 款繰入金のうち財政調整基金繰入金の追加6億6031万3000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎1番（須藤 江利加委員） よろしくお願います。まず、私からは、2項目について質疑したいと思います。

14ページにあります、3 款 1 項 5 目、国民年金

システム改修業務委託料についてお伺いいたします。

本事業の具体的な内容、概要について詳しくお答えいただきたいと思います。

もう1点が、16ページにあります、10款2項1目、10款3項1目にも係るかと思えます。電話自動音声システム設置業務委託料追加についてであります。

こちらについても、事業概要についてお伺いしたいと思います。

◎国保年金課長（相馬 延承） 国民年金システム改修業務委託料の具体的な内容についてお答えいたします。

令和7年度の税制改正において、大学生がメインというか、特定扶養控除の考え方になりますけれども、19歳以上23歳未満の大学生年代の子供たちの収入に関して、年収の壁があって、それ以上働けなくて労働力がちょっと不足して大変な問題になったというのがあって、改正したことに合わせて特定親族特別控除というのが創設されまして、その部分をシステムで反映させないと、学生の納付の特例の免除であったり、二十歳前の障がいによって障害基礎年金を受けている方に関しては、毎年所得によって2分の1とか全額の制限などがありますので、そういったものの判定のために必要な部分をシステムで確認できるようにするためのものになります。

◎学務健康課長（原 直美） 本事業につきましては、教職員の長時間勤務の解消に向けた取組、学校における働き方改革の取組の一つとして、教職員の勤務時間外の電話対応を自動音声メッセージに切り替えるものでございます。

令和7年9月から、児童生徒数が300人以上の10校をモデル校として先行導入した結果を踏まえまして、活用できる財源が生じたことから、残り37校に、今年度内に導入を進めるものでございま

す。

事業の内容といたしましては、おおむね平日午前8時から午後4時半となっている教職員の勤務時間外に、電話を自動音声対応に切り替えるものでございます。モデル校においては、勤務時間終了後の午前4時半から翌朝午前8時までを基本として、各校の実情に合わせて時間を設定しております。また、土日・祝日及び学校閉庁日におきましては、終日自動音声対応を基本としております。メッセージは、定型文として、学校の名前と電話の受付を平日8時から16時半までですと、受付時間内におかけ直してくださいという文言とし、こちらにつきましても、各校の実情に応じて変更を可能としております。

このモデル事業を踏まえまして、今後事業を実施してまいりたいと考えております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。再質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、国民年金システムの改修についてですけれども、私もいろいろ調べてみたり、事前に資料も頂いたりなどいたしまして、先ほどの答弁でもありました、大学生の19歳から約23歳未満ですか、約大学生年代ですけれども、この方々の所得の部分が係ってくるということで、すごくよいことではあると思えますし、システム改修をしなければ対応し切れないということなので、早急にやっていただきたいとは思いますが、19歳以上23歳未満の方で、実際、今、当市で対象になり得る方々というのがどれくらいいるのか、見えてこないといけないなと思えますので、この影響を受ける方の人数はどのくらいあるのかということと、あと、とりわけ市民の方が何か申請とか手続等が必要なものなのかということを確認したいと思います。

あと、先ほどの電話音声システム設置について

の概要をお伺いしまして、先生方が大変苦慮されていたのだと、今回の話を聞いて思ったところ
です。

事前資料も頂いていましたけれども、既に小中
学校で10校をモデル校として先行導入してやっ
てみた結果、すごくよかったという話も聞いて
いたのですが、そもそも実態として、最近まで
やってきた中で、先生方はどういうふうな件
数を対応されてきて、また、電話の内容という
のは、これまでどういうものを対応してら
れているのか、具体的に内容をお伺いしたい
と思います。

◎国保年金課長（相馬 延承） 具体的な対象
者数ということですが、実際親がこちらに
いて、その子供が大学等に入るために住民
票を異動させているケースもありますので、
親としてこちらで特別な控除になるケー
スというのはあると思うのですが、それが
どれぐらいあるかというのは、初めて今回
創設されて、実際年収の壁を越えたこと
で、どれだけ学生が収入を増やしてこれに
該当するのかが、税担当でもこれがどれ
ぐらいあるかは非常に想定できないとい
う形の状況になってございます。

ただ、学生としては、学生の人数、逆に
弘前にある大学のほうに来て住民票を弘
前に置いている方がおられますので、そ
こがバイト等で額が増えたものに関する
申告とかは、各会社等に関しては住民票
のあるところにどれだけ払ったかという
データは来ますので、それは管理するこ
とは可能だと思いますが、それがどこま
でになるかというのは本当に増えたところ
、なかなか市内でもその把握というの
は難しい状況にあるということで、ちょ
っと想定はできていないという形になっ
てございます。

あと、手続に関しましては、特別に必要
性はなく、そのデータをもって対応しま
すし、親が特別控除をしたという場合
であれば、その住所のある

ところが税担当が、本当に離れたところ
に子供がいたとしても、その情報を確認
した上で、金額によって該当している段
階がありますので、そのおりの控除をき
ちんと受けているかチェックする形にな
りますので、その後のものを反映させ
て、日本年金機構のほうにデータを送
るといったことになります。

◎学務健康課長（原 直美） 先ほどの答
弁の中で、自動音声システムの切り替
える時間帯を間違えてお話ししたよう
で、切り替える時間帯は午後4時半
ということになります。大変申し訳あ
りませんでした。

先行導入した学校の時間外の電話対応
件数につきましては、統計的に取って
いるものはありませんので、お答えす
ることはできないのですが、実施した
学校のほうからは、終業後に教材研
究などに集中して取り組めるようにな
ったとか、それから、会議につきま
しては、早朝の学校の会議のときに
電話対応に追われることがなくなった
ので、集中できるようになったとい
う意見が寄せられております。また、
夕方以降の勤務時間外に、これまで
は部活動が終わるまで、教職員が電
話対応のために職員室に残っている
ような必要もあつたけれども、それ
もなくなったので、負担が軽減され
たというお声も伺っております。

児童生徒の欠席、遅刻などの連絡につ
いては、現在導入されている健康観
察アプリのほうで対応することもでき
ており、電話対応の事務負担の軽減
につながっているという声を多く頂
いたものでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとう
ございます。再々質疑させていただきます。

国民年金システムの改修については、
答弁いただいたとおり、今、実態とし
ての人数把握というのがなかなか難
しいということは理解いたしました。
このことについては、とりわけ市民
の方がす

ることではないということだったので、そのままでもいいというのはよく分かったのですけれども、改めて、今回導入に当たって、市民の皆さんにこういう経緯でやるよということを周知はしないといけないと思うのですけれども、その点については、どのように周知なさることを考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

あと、自動音声システムの設置についてなのですが、先生方が導入するとすごく助かるという話も伺ってよかったのですが、先ほど電話対応システムの時間、切替えが16時30分以降になるのかなと思うのですけれども、実際、親御さんたちがお仕事をされていて、仕事が終わった後に先生に、もしくは学校に相談しようとする方も結構いるかもしれないと思うわけなのですが、そういった声を直接届けたいという親御さんたちの思いとか、その辺についてはどのように応えていくつもりなのか、その点だけ確認させてください。

◎国保年金課長（相馬 延承） 市民への周知等に関しましては、年金事務所のほうからこれまでも様々な年金に関する広報的なものを、この形でこのタイミングで出してほしいというような依頼がありまして、それを受けてそのような形での文書での広報、ホームページに載せる等、また、もしくは年金事務所だったり年金機構のほうにリンクで飛ぶような形のホームページの周知みたいなことをやっていく形になると思います。

今回はどのタイミングでというのは、まだ年金事務所から来ていませんので、その辺は今後、そういうふうな連携をして対応していくことになると思います。

◎学務健康課長（原 直美） 御質疑のありました保護者との連絡体制でございますけれども、あらかじめ保護者と約束した場合については、設定を解除して対応することも可能として、モデル校でもそのような対応をしていると伺っております。

す。

また、委員会といたしましては、今回の自動音声メッセージ機能付電話の導入をきっかけとして、保護者や地域の皆様と学校との連絡手段について、いま一度確認し、課題を共有して、教職員の多忙化解消と学校における働き方改革をより一層推進するために、業務の適正化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、2項目お伺いいたします。

まずは、3款1項1目、行旅病人・死亡人扶助費についてであります。

まず、補正に至った経緯と具体的な要因、例えば病人の保護なのか、死亡人の火葬、埋葬なのかお聞かせください。

次に、3款1項3目、老人保護措置費について、事業概要を簡潔に、加えて、補正に至った理由についてお聞かせください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 行旅病人・死亡人扶助費の補正に至った経緯と具体的な要因等についてお答えいたします。

本事業は二つの法律に基づいて行っており、一つは行旅病人及行旅死亡人取扱法による行旅者の移送費等、もう一つが墓地埋葬等に関する法律による葬祭費用となります。

なお、事業は生活福祉課で所管しておりますが、生活保護受給者に限定した事業ではございません。

令和7年度は当初予算420万円に対し、11月末現在で13件、278万6685円の支出となっておりますが、行旅者の移送費等の支出はゼロ件で、13件全てが墓地埋葬等に関する法律による葬祭費用となっております。

補正に至った具体的な要因といたしましては、近年、単身世帯の増加や親族関係の希薄化に伴い、亡くなられた際に葬祭を執行する方がいない

ケースが増加していることから、本事業の適用件数も増えており、当初予算額を上回る見込みとなったものであります。

この支出については、年々増加傾向にあり、また、例年下半期に件数が急増する傾向が続いており、過去3年間の平均では、下半期は上半期の約1.9倍の支出となっております。

以上により、今年度も同様の状況が続くものと見込まれることから、令和7年度の年間所要額を708万7000円と見込み、288万7000円の追加補正を行うものであります。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 老人保護措置費の事業概要としては、65歳以上の高齢者で、住まいや家族などの環境的な理由や経済的な理由などにより、自宅で生活を続けることが困難になった方を老人福祉法に基づき、市が養護老人ホームへ入所措置する事業であります。

対象となる方としては、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯、または均等割のみ課税等の低所得世帯である方となっております。

補正の理由といたしましては、現在11名が入所手続を進めており、今年度はタイミングよく入所手続が進んだことなどにより、措置者が当初見込んだ人数を上回る見込みとなったため、老人保護措置費が1157万7000円不足する見通しであることから補正計上したものであります。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

近年、引取手のない遺体が非常に増加しており、自治体の大きな負担となっており、地域における孤立の現状を映し出す全国的な課題であると認識しております。私も前職で病院に勤務していた頃、亡くなられた患者さんの家族に連絡をしても、関わりたくないなど、引取りを拒否されるケースに遭遇した経験が何度もありました。

この墓地埋葬等に係る費用は、基本的に本人の

財産もしくは法定相続人から返還を求めることが原則となっていると思いますが、費用回収の現場でどのような課題が生じているかお聞かせください。

次に、老人保護措置費であります。今後、加速度的に高齢化が進むことを踏まえると、助けを必要とする方が増え続けることが予想されます。予防策などの取組があるかお聞かせください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） お答えします。

行旅者の移送費等及び死亡人に対する葬祭費の支出に当たりましては、本人の所持金や遺留金がある場合はこれを充当し、不足分を市で支出することとなっております。

しかし、実際には、死亡時に葬祭を執行する身内等がない場合は、まずは市で葬祭を執行し、後日、本人の預貯金等の遺留金調査や相続人調査をし、返還を求めるケースが多くなっております。

その際の課題といたしましては、本人の遺留金及び預貯金につきましては、法に基づき、市が金融機関等に手続し、葬祭費用に充てておりますが、法定相続人に対し葬祭費用の返還を求める場合には、全ての相続人の調査や相続人への説明、また相続人が関わりを拒否した場合の相続放棄手続や、市が行うことに対する同意など、返還の可否を決定するまでの業務が多岐にわたり、かなりの時間を要することが課題となっております。

なお、これらの調査の結果、本人の遺留金等及び法定相続人からの返還が不可能な場合には、県に対して繰替支弁金の請求をすることにより、全額が県より支弁されることとなっております。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 対策についてですけれども、団塊の世代が後期高齢者となる中、当市においても75歳以上の人口は2035年頃まで、85歳以上の人口は2040年頃まで増加していくと推計されております。

こうした中、市では高齢者の緊急時や異変時などへの見守り対応や、介護予防事業による体力づくりや居場所づくりなどを通じて、孤立を防ぐとともに健康寿命を延ばすことで、高齢者が住み慣れた場所で安心安全に暮らし続けられるように取り組んでいるところであります。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます。

最後に、意見を申し上げて終わります。

令和8年度から終活支援体制整備事業の運用が開始予定になっていると認識しております。この終活支援体制が整えば、元気なうちに周囲の支援者と関係を築き、意思を伝えたり整理をすることで、孤立や孤独を防ぐことにつながると考えます。ですので、この終活支援体制整備事業の運用に大きく期待したいと思っております。

◎4番(三浦 行委員) 2項目、質疑いたします。

2款1項3目、アスベスト含有調査業務委託料減額についてです。

まず、減額の理由をお聞かせください。

それから、3款1項3目、老人保護措置費追加についてです。

先ほど、志村委員がお聞きしましたが、養護老人ホームに入所措置する方の見込みが11人ですか、増えたということですが、今後の、全体の入所している人数をお伺いします。

◎管財課長(羽場 隆文) 私のほうからですが、アスベスト含有調査業務委託につきましては、市有の既存建設物において、今後、売却や除却等の可能性が高い10施設のアスベスト調査業務を実施したものとなります。

委託料の減額の理由につきましては、予算見積りにより大幅に費用の縮減を図ったものであります。

◎介護福祉課長(工藤 信康) 入所者の人数で

ございますけれども、現在11名が入所手続をしており、今後、空きの状況にもよるのですけれども、5名を追加で入所措置する予定としており、全体で159名を措置する見込みとしております。

◎4番(三浦 行委員) 再質疑します。

アスベスト含有調査業務ですが、さらに調査範囲や制度に影響がないのか、あと、住民の安全確保に支障がないのかを確認したいと思います。

それから、老人保護措置費ですが、具体的にどのような方が対象になるのかお伺いします。

◎管財課長(羽場 隆文) まず、調査範囲や制度に関しましては、発注側の市職員の判断だけではなく、受託事業者におきましても図面や現地調査を実施しまして、その結果を踏まえ、市と事業者で協議をしまして最終的に決定したものであり、問題ないものとなっております。

また、住民の安全確保について支障がないかということですが、本調査において検出されたアスベスト含有建材の多くは成形板等で、解体するまで対策を講じる必要がないものであります。それ以外の建材につきましても、アスベストの含有レベルに応じた対策をきちんと取っておりますので、安全確保が図られていると考えております。

◎介護福祉課長(工藤 信康) 具体的な対象となる方としては、収入が少ない生活保護受給世帯や市民税非課税世帯、または均等割のみの課税世帯の低所得世帯となっております。

入所を申し込む要因としては、加齢などにより独り暮らしを続けていくことへの不安が強くなったためや、支援してくれる家族の病気などにより自宅での生活が難しくなっていることなどが多い要因となっております。

◎4番(三浦 行委員) 最後に要望ですが、アスベストのほうは、業者が肺疾患になった例もありますし、住民の健康・安全第一ということを要

望を申し上げて終わります。

あとは、老人保護措置費のほうですが、低所得の方を対象とした施設である養護老人ホームの運営に必要な食費や光熱費などは、物価高騰の影響などにより大幅に増加しております。入所者の生活を守り、職員の賃金改善を進めるためにも、老人保護措置費の充実は不可欠です。

つきましては、当初予算の段階から従来より多めに予算を計上していただき、物価上昇を見込んだ余裕ある予算配分を要望し、質疑を終わります。

◎26番(工藤 光志委員) まずは、債務負担行為からお聞きしたいと思います。

債務負担行為で交通安全施設整備工事というのがあります。これは今年度の予算で令和8年度にすぐ行わなければならない工事だと思うのですが、この交通安全の工事について、最近、今年もそうですけれども、特に市道の路側帯の線が引かれていない道路が物すごく多くて、さらにはセンターラインが引かれていない道路が多くて、夜に我々、今議会中に暗くなってから帰るときに物すごく、対向車がいれば特に危険を感じております。その工事なのかどうか、まず、この工事の種類をお知らせ願いたいと思います。

次に、12ページ、財産管理費であります。

この中身は、今、三浦委員が言ったように、アスベストのことは理解しました。この管理費に関連して、駐車場の管理についてお尋ねしたいと思います。

先般から今議会が開会中でありましてけれども、一般質問最終日に、駐車場が満車で危うく遅刻しそうな同僚がいるわけですよ。管財課としては、議会中に市民会館等で催物があったときは、特に議会中、それから常任委員会の開催中は、議員の駐車スペースを確保すべきだと思っておりますが、その辺のことについてお聞かせくださ

い。

◎財政課長(種市 穂) まず、債務負担の関係で交通安全施設整備の部分で、こちらは工事の平準化ということで速やかに発注するために債務負担を組んだものですが、交通安全の部分ですけれども、まず、側溝の整備の部分が2件と、あと通学路の補修、歩道の補修1件の債務負担となっております。

◎管財課長(羽場 隆文) 議会開催中の駐車場のスペースの関係です。

立体駐車場の混雑につきましては、市民会館の催物があった際、やっぱり先日のように駐車場が混雑したということがございます。市民会館のほうからも、大ホールなどの催物の予定とかは伺っており、対処はしておるのですが、先日、保育園の催物ということで、このように混雑するという認識が薄くなっていたものです。

今後、議会中の場合、議員の方は中庭のほうへ誘導するなど、対応してまいりたいと思います。

◎26番(工藤 光志委員) 債務負担行為で工事の事業名をお聞かせいただきましたけれども、これには交通安全の対策で、確かに側溝とか通学路は重要だということは分かります。分かりますけれども、路側帯の白線がないことによって、市民の方も物すごく危険を感じているわけですよ。そのことをどういうふうに考えているのかお知らせください。

それと、次に管財課の駐車場なのですが、以前に職員によるこういう駐車場の不正使用についての事件がありましたよね。今現在、この本庁舎の立体駐車場でも、議会中にもかかわらず職員の本不正使用はないのですか。私が知っている限りでは、不正使用はされているよ。そういう調査をきちんとしていますか。そのことによって、そのスペースが、議員並びに市民の方に御迷惑をかけていると私は思うのですが、課長はどのように思い

ますか。

◎道路維持課長（竹村 隆史） 道路の外側線ということですが、こちらは道路維持補修工事のほうに計上しております、区画線の改修工事として、日常、道路のパトロールとか通学路の歩道点検の結果であるとか、市民の皆様から情報提供を頂いたところなどを勘案し、交通量の多いところなど、そういったところを路線選定しながら、毎年度、債務負担行為を設定しながら年度当初にやってきているというところがございます。

委員がおっしゃるとおり、危険な箇所とかそういうところも確かにございますので、なるべく年度当初もやりながら、また、随時対応しているというところがございます。

◎管財課長（羽場 隆文） 駐車場の不正利用というお話ですが、現時点ではそのようなことはないと思っております。もし、そのようなお話とかがあれば、きちんと早急に調査するというふうな対応をしてみたいと思います。

◎26番（工藤 光志委員） 3回目なので、あとは言わないけれども、まず、道路維持課長、パトロールというのは日中でしょう。夜もパトロールしてみてください。特に雨降り、どのくらい危険を感じるかを、職員の方が間近にそういうパトロールをしてみてください。

そして、今年もほぼ路側帯とかそういうのは塗装をやっていません。ですから、どういう路線をやっているのかということで、交通量を調べて、旧市街地だけでなく、郊外のほうもそういうのが多いのですよ。郊外のほうが特に多い。そういうことで、そのパトロールは夜もやるように意見として申し上げておきます。分かりましたね。

そして、管財課長、そういうことはないようですけれども、私のところにきちんとした情報があって、今日も朝に来たら止めています。昨日も朝に来たら車が止まっていて、私が夕方帰るとき

にまだ止まっていた。そういうのをちゃんと調べねば駄目だよ。不正使用につながっているかどうか、きちんと調査しなければ駄目でしょう。前のことがあったからもうやっていないと思う、そんなことでは駄目なのですよ。特定していますよ、私、ちゃんと。写真も撮っていますよ。きちんとそういうのをやらなければ、市民の方にも迷惑がかかるし、我々議員が議会中に遅刻だのと、みんなに言われるのですよ。きちんと調査してください。後で教えるから来いよ。以上、終わります。

◎16番（木村 隆洋委員） 4ページ、繰越明許費の補正についてお伺いいたします。

今回、繰越明許費の補正として8事業が掲げられております。この8事業のうち6事業が8款2項、土木費の道路橋りょう費であります。6事業で繰越明許がかかるということは、意外と同じ課ではなかなかないのかなと。

今、土木関係、建築関係もですが、やはり人手不足でなかなか大変だと。民間でもなかなか工期が守られていない事例をよく伺ったりします。そういった意味も含めて、この道路橋りょう費の6事業が繰越明許の補正にかかっている要因、人手不足なのか何なのか、この要因についてお伺いいたします。

◎土木課長（工藤 昭仁） 要因についてお答えいたします。

繰越しに至った要因ですが、用地の取得に伴う地権者との用地交渉、あと電柱などの支障物件の移設などに不測の日数を要して繰越しとなったものです。

◎16番（木村 隆洋委員） もう1回お伺いします。

それぞれ多分要因があるのでしょうかけれども、今回6事業が上がっているということも含めて、世の中の全体の土木・建築関係の大変な状況

も含めて、これは6事業の要因がそれぞれ全然違うのかどうか、それともこういう世の中の人手不足とか大変な、なかなか工期が間に合わないとか、そういうことが原因になっているのかどうかお伺いいたします。

◎土木課長(工藤 昭仁) 人手不足とかそういうことではなくて、外部的な要因に伴って繰越しになったものでございます。

◎16番(木村 隆洋委員) これは3回目ではなくて、2回目でもいいですか。委員長の許可をもらえれば。

◎委員長(外崎 勝康委員) 要は答弁漏れということですね。いいです。どうぞ。

◎16番(木村 隆洋委員)(続) 要は、この6事業の要因が、それぞれ本当に外部要因で全く違うのかどうか。

昨今の世の中の状況は人手不足とか、人手不足ではないというお話はあったのですが、では、この6事業も事業者の状況ではなくて、それぞれ用地買収とか、6事業、要因がそれぞれ全く違う要因なのか、その点をお伺いします。

◎土木課長(工藤 昭仁) 要因につきましては、用地に係るものもございまして、電柱などの支障物件があるもの等でございます。

ですので、6事業でそれぞれ用地に係るものもございまして、電柱に係るものもございまして。そういった理由でございました。

◎16番(木村 隆洋委員) 今回、何でこういう質疑をしたかといえば、繰越しにこういう6事業が道路橋りょう費で上がっている。繰越しがかかっているということは、今年度で工事が終わらない、要は来年度に工事の期間が延長されるということだと思います。

昨今、それこそ繰返しになりますが、民間等でもなかなか建築工期が守られていないとか、そこにやっぱり人手不足、物価高騰もあつたりする

と。工期が延長される、それぞれ要因があるということだと思いますが、それぞれ要因があるということも含めて、繰越しがかかっている、今年度内に工事が終わらないということは、今、この世の中のここ数年のトレンドというか、世の中の流れからいけば、工期を延長していいことが多分ほぼないのですよ。まず、物価高騰、燃料は多少、ガソリンの暫定税率等で少し下がってはきつありますけれども、物価高騰がずっと収まっていけない、消費者物価指数もずっとここ5年間上がっているということも含めて。

繰越しがかかるとということは、この6事業を計算すると、大体合計で1億7800万円余りの事業費となっております。これが、例えば期間内で終わらないことによって増額にならないのかという不安がやっぱり、工期が延長されるということは、昨今の情勢を見ても。それで、その事情も聞いて、どういう状況なのかということ、そういう意味で伺わせていただきました。

一応3回目なので、最後に、そういう意味で質疑したところも含めて、繰越しをかけると、ある意味来年度に工事を延長していくということも含めて、この6事業合計で聞きます、1億7800万円余りの事業費というのは、今後増えていったりとか、こういう昨今の物価高騰の影響がないのかどうかお伺いいたします。

◎土木課長(工藤 昭仁) 物価高騰の影響につきましては、工事費につきましては、現在影響は出てきております。人件費の高騰ですとか、そちらはもちろん工事費のほうに影響は出てきております。ですので、そういった影響がないように、今回は未契約で繰り越す部分もございまして、そちらについては早期の発注に努めて、影響を最小限に抑えたいと考えております。

〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

◎26番(工藤 光志委員) 先ほどからやり取

りを聞いているのですが、答弁が意味不明なのですよ。質疑者は明確にきちんと質疑しているではないですか。だから、きちんと答弁をまとめて、そういうようにしていただきたいと思いますが、委員長のおさばきのほど、よろしく願います。

◎委員長（外崎 勝康委員） 暫時休憩いたします。

〔午前10時50分 休憩〕

〔午前10時51分 開議〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎土木課長（工藤 昭仁） 失礼いたしました。

今回の繰越しにつきましては、工事契約したものの延長ではなくて、まだ未契約のお金だけを繰り越すものでございます。工事発注をする段階で支障になる電柱ですとか、用地の交渉といった業務に不測の日数を要したことで、発注がまだできないような状況となっておりますので、そちらのほうの交渉等が終わりましたらすぐ発注して、物価高騰、そういったものの影響を最小限に抑えるように早期の発注に努めてまいりたいということでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 四つもありますので、よろしく願います。

一つは、2款3項1目、12ページ、戸籍システム振り仮名記録対応業務委託料についてです。

委託する業務内容と財源、これまでの経過について答弁をお願いします。

二つ目は、3款1項4目ほかということで、指定管理料追加についてです。財政課に答えていただくことになるかと思えます。

一般質問でも、この指定管理料追加については、最低賃金の改定に伴い公共施設の指定管理料を追加するという事だったと思います。そこ

で、今回対象になった施設と、各施設の補正額について答弁をお願いします。

三つ目は、3款2項1目の14ページ、子ども医療扶助費追加についてです。

今回追加となった理由、また、この間の給付実績について答弁をお願いします。

四つ目は、7款2項4目、15ページ、弘前城濠護岸整備工事についてです。

事業の目的、事業概要、財源について答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 弘子） 委託する業務内容、財源、これまでの経過についてお答えします。

業務内容といたしましては、令和8年5月25日までに、氏名の振り仮名の届出がされていない戸籍に対し、令和8年5月26日以降、市区町村長が戸籍に振り仮名を記録することから、必要となる機能を整備する戸籍システムの改修を実施するものであります。

財源につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用いたします。

これまでの経過といたしましては、今年5月26日から戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されることとなり、同日からマイナポータルにて戸籍に記載される予定の振り仮名を確認でき、振り仮名を届出することができるようになりました。7月には弘前市に本籍を置く方へ、戸籍に記載される予定の振り仮名の通知書を発送しております。現在も通知書の振り仮名が異なる方などから届出を受付しております。

◎財政課長（種市 穂） 今回の補正で予算を追加した指定管理料と補正額の内訳です。

まず、弥生荘指定管理料が90万1000円、城西老人福祉センター指定管理料が8万6000円、老人福祉センター祥風園指定管理料が23万9000円、老人福祉センター瑞風園指定管理料が75万5000円、生きがいセンター指定管理料が24万9000円、弥生学

園指定管理料が71万8000円、金属町体育センター指定管理料が7万7000円、南富田町体育センター指定管理料が15万1000円、岩木山総合公園等指定管理料が251万1000円、市民体育館等指定管理料が121万3000円、運動公園指定管理料が52万1000円で、以上11件で合計742万1000円の補正となっております。

◎**子ども家庭課長（清野 悟）** 私からは、子ども医療扶助費追加について、実績と今回補正に至った理由についてお答えいたします。

まず、実績についてですが、令和3年度から6年度までの実績を述べさせていただきたいと思えます。

まず、令和3年度は、給付件数17万4244件に対しまして、決算額が3億1468万5729円、令和4年度では、給付件数が17万2002件に対しまして、決算額が2億9718万699円、令和5年度からは対象者を18歳までに引き上げ、所得制限を撤廃したことによりまして、給付件数、決算額ともに大きく増額となり、給付件数では29万4549件に対しまして、決算額が5億4779万8108円、令和6年度では、給付件数が30万3565件に対しまして、決算額が5億9122万2074円となっております。

また、今回補正に至った理由といたしましては、令和7年度当初予算は、制度拡充後の令和5年6月支払い分から令和6年5月支払い分の実績を基に対象となる子供の人数の推移を加味して試算したものでございましたが、令和6年度の上半期支出額に比べて、令和7年度上半期の支出額が僅かに増加傾向となっており、今年度下半期が同水準で推移した場合、不足が見込まれることから補正予算として計上したものであります。

◎**公園緑地課長（鳴海 淳）** 弘前城中濠護岸整備事業について御説明いたします。

平成18年度に整備した弘前城中濠護岸のうち、北側の二の丸丑寅櫓東面の土塁下の土塁の土が中

濠に崩れていかないよう設置している土止めの板柵の一部区間が損壊したことから、当該柵の改修を目的とした護岸整備を行うものです。

弘前城中濠護岸は、前回の整備から約19年経過しており、全体的に経年劣化が見受けられる中、本年8月の長雨を受けて、北側の護岸が約15メートルの範囲で損壊したことから、土塁等の遺構に影響が及ばないよう早急に対処するため、補正予算に計上したものです。

総事業費は210万円で、財源は文化庁の補助が50%で105万円、地方債が45%で90万円、お城とさくら基金が5%で15万円となっております。

◎**17番（千葉 浩規委員）** そうしたら、戸籍システムのほうです。

現在の届出件数と主な内容、あと、問合せ等があればその件数、あとは答弁にありましたけれども、氏名の振り仮名の届出がない場合は、戸籍に対して市区町村長が戸籍に振り仮名を記録するということになるかと思うのですが、これは届出がなければ、まさに機械的にかどうか、強制的にかどうか、記録するという事なのでしょうか。実を言うと、私も質疑しているうちにきちんと確認したかなという心配が出てきました。その辺はどうなのかということですが。

次は、指定管理料追加についてです。

指定管理者を導入している施設もほかにあるかと思うのですが、今回は11施設ということで、各施設の補正額も補正されている施設の規模とかにあまり関係なく、本当にばらばらに予算がついているわけですけれども、そこでちょっと心配になるのは、各施設で最低賃金に達しているかどうかということを、市として把握しているのかどうかということなので答弁をお願いします。

あとは、子ども医療扶助費についてですけれども、弘前市では市長の選挙公約ということもあって、令和5年度から18歳までの所得制限なしの医

療費完全無償化を実現したということですが、県内の子供の医療費の無料化は今、どのような状況なのかお答えをお願いします。

あとは、弘前城の護岸整備工事についてですが、土塁下の一部区間の損傷箇所を改修を行うということだったので、実は、私はこの質疑をする前に、そのやぐらのところを見に行ってきたのですが、丑寅櫓は、土ですね、土状態なのだけでも、辰巳櫓のほうを見たら、下のほうに石垣が囲まれているという状況でした。ちなみに私も動画を撮って、エックスとかフェイスブックとかユーチューブに配信していますので、興味のある方は見ていただければいいのかなと思うのですが、なので、できれば、丑寅櫓のほうも石を並べるとか、そういうこともできないのだろうかということ、今回、どのような工事になるのかお答えをお願いします。

◎市民課長（長利 弘子） 現在の届出件数と主な内容、問合せ等があればその件数、あと、市区町村長が戸籍に振り仮名を記録することの説明についてです。

11月末までの届出件数は1,204件で、氏の届出が286件、名の届出が918件となっております。

問合せ等につきましては、件数の集計はしておりませんが、通知書発送直後の7月下旬には、通知書の内容や届出方法について多くの問合せを頂いておりました。

令和7年5月26日から令和8年5月25日までに氏名の振り仮名の届出がされていない戸籍について、令和8年5月26日以降、本籍地の市区町村長が戸籍に記載される予定の振り仮名を戸籍に記録する対応を行うものであります。

氏名の振り仮名の届出につきましては、戸籍に記載される予定の振り仮名が合っている場合には届出不要としており、振り仮名の届出をしていただくことなく、本籍地の市区町村長が戸籍に記録

する対応を行うものであります。

◎財政課長（種市 穂） 私からは、指定管理料の補正予算の計上の部分をお答えします。あと、確認の部分は管財課のほうからお願いしたいと思います。

予算の計上の部分に関しては、各施設担当課のほうで最低賃金の対応で指定管理料を確認した結果、補正予算で対応しなければいけないのが今回の10件で、あと、確認した結果、そのほかの施設で最低賃金に対応する必要がある場合は、各担当課は既決の予算で対応しているものと認識しております。

◎管財課長（羽場 隆文） 私のほうからは、各施設の賃金が最低賃金に達しているかどうか、市として把握しているのかについてお答えいたします。

制度所管課であります管財課が各施設所管課に対しまして、今年の9月に文書により、本年11月の最低賃金の賃上げに際しまして、指定管理料を下回っていないかを改めて確認するとともに、必要な経費について指定管理者と十分協議・検討するよう通知しております。この通知を受けまして、各施設所管課において確認作業を行いまして、昨年同様、適切に対応しているということです。

◎こども家庭課長（清野 悟） 県内の市町村における状況ということでございますが、県内の各市町村では、青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金を活用しながら、子供に係る医療費の助成制度を実施しており、令和6年度にこども家庭庁が実施しました、こどもに係る医療費の助成についての調査では、令和6年4月1日現在、県内40市町村のうち当市を含む34市町村が、通院及び入院に係る医療費の対象を18歳年度末までにするとともに、所得制限も設けることなく実施しております。

令和7年度における同調査の状況につきまして
は公表されておりませんが、各自治体のホーム
ページ等で公表されている情報では、青森県学校
給食費無償化等子育て支援市町村交付金の活用等
により、令和7年度は県内全ての市町村が18歳年
度末までの子供を対象にするとともに、所得制限
も設けていないものと認識しております。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 工事の具体的な内
容についてです。

今回の損壊した付近の中濠内に、大型土のうに
よる仕切りを設け、水を抜くとともに、土塁側も
掘り返して、既存の板柵を撤去し、新たに長さ2
メートルのくいと1メートル5センチメートル幅
の板柵を設置した後、土塁側の埋め戻し、土のう
の撤去を行い、濠水に戻すものです。

委員がおっしゃった石垣にするということであ
れば、結構丈夫になっているかと思うのですけれ
ども、現在、辰己櫓のほうの石垣とか、丑寅櫓の
ほうは土の土塁、これも弘前城が築城された当初
からのものとして、重要な二の丸区域ということ
もありまして、なかなか現状から石垣を設置する
というのは難しいものと考えております。

◎17番（千葉 浩規委員） 戸籍システムのほ
うなのですが、私も本当にだんだんと不安
になってきたのですが、振り仮名の変更というの
は可能なかどうかということで答弁をお願い
します。

次は、子ども医療扶助費追加についてですけれ
ども、今回、県内全ての自治体が所得制限なしの
子供の医療費完全無償化が実現できたということ
は大変素晴らしいことだなと思います。

あと、ここ弘前市では県の支援も含めながら、
学校給食費の無償化もやったし、高齢者の補聴器
購入費の助成制度も実現したということで、市民
の暮らしを応援という点では、市長はいませんけ
れども、市長も含めてここにおられる皆さんの御

尽力でここまで大きな前進をつくり出してきたの
かなと思います。

実を言いますと、私たちの党市議団も公約に掲
げてきたことがことごとく実現したということ
で、さらにこれを国の制度へと前に進めていくこ
とが必要ではないかなと考えています。

そこで、子供の医療費無償化への国の支援とい
うのはどうなっているのかということをお答えを
お願いします。

あとは、中濠の護岸整備工事についてですけれ
ども、なかなか石垣にするといっても、文化庁の
許可も要るし、そうたやすいことではないのかな
と思います。しかし、本当に工事が急がれると思
いますので、そのスケジュールについて答弁をお
願います。

◎市民課長（長利 弘子） 振り仮名の変更は可
能なのかについてお答えします。

令和7年5月26日から令和8年5月25日までに
届出をして戸籍に記載された振り仮名を変更しよ
うとするときは、家庭裁判所の許可を得て振り仮
名を変更する届出をすることにより、変更が可能
となります。また、振り仮名の届出をせず、市区
町村長が記録する対応により戸籍に記載された振
り仮名を変更しようとするときは、家庭裁判所の
許可を得ることなく振り仮名を変更する届出をす
ることができます。

◎こども家庭課長（清野 悟） 国への要望とい
うことでよろしかったでしょうか。

国からの支援につきましては特に示されており
ませんが、市ではこれまで県に対する重点要望事
項の一つとして、18歳までの医療費を全国一律で
無償とする制度の創設について、財政支援を含め
国へ働きかけることを要望しております。

また、県におきましても、令和7年5月に国へ
提出した重点施策提案書の中で、子供医療費及び
ゼロから2歳児の保育料等子育て費用の無償化に

ついて、市町村及び都道府県間の競争とならないよう、全国一律の制度を創設することを提案しており、国への働きかけを行っているものと認識しております。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 今後のスケジュールについてです。

文化庁の補助金が令和8年2月交付予定となっており、交付決定後、速やかに着手する予定ですが、工事は令和8年6月下旬までかかる見込みとなっております。

◎25番（佐藤 哲委員） 私からは2点、二つの項目について質疑いたします。

3款1項1目社会福祉総務費についてであります。

行旅病人・死亡人扶助費の追加、先ほど、志村委員が質疑してくれましたので、大分分かりましたけれども、人間の尊厳に関わる問題でありますので、何か先ほどの質疑を聞いていますと、今風な理由、関わりたくない、昔であれば隣近所でも関わって何とかしたものですけれども、今の世の中、身内であってももう本当に関わりたくないという理由で引取手がないという方々が結構いらっしゃいます。

追加ということになったわけですが、人間の尊厳と私は言いましたけれども、まず、火葬場でお骨を上げる、これは役所の方々がやっているのだらうと思います。その御遺骨をどのくらい保管していらっしゃるのか。いきなり共同墓地といいますか、合葬墓のほうに入れるというわけにはいかないでしょうから、もしかしたら引取りに来るかもしれないわけですよ。それをどのくらい市役所のほうで保管してくれるものなのか。

それから、これは聞くのが、ちょっと差し障るのかなと思うので、答えたくなかったら答えなくても結構です。どこに安置されておくのか。どの

くらい保管といいますか、取っておいて、それで何年ぐらいしたら、それを合葬墓等に入れていくのかということをお伺いをしたいと思っております。

次に、5款1項1目労政費です。職業能力開発校の移転改修工事の減額についてであります。

この主な理由というのはどういうことになりますか。6200万円という大変大きな、多額の減額でありますのでお答えください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） どれくらいというのは、期間という御質疑でよろしかったでしょうか。

火葬に関しては急を要するものですので、速やかに行います。その後、親族の方にいろいろと掛け合ってはいくのですが、そこで引取りにたどり着くまでには相応の時間がかかります。速やかに行える場合もありますけれども、それまでの御本人との関わりとかもあって、感情的なものもあつたりしますので、なかなか時間がかかるものもあります。何か月かは、ケース・バイ・ケースです。長いものは数年かかるものもございます。

保管している場所に関しては、市で保管している間は、市の倉庫のほうに保管してございます。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 弘前職業能力開発校移転改修工事に係る工事請負費の減額についてお答えいたします。

この本工事の設計額につきましては、県が示す標準単価や標準基準に基づき、最新の単価や施工状況を踏まえて算定したものでございます。

その一方で、一般競争入札を実施した結果、施工方法の工夫でありますとか資材調達の効率化などによって、結果として落札額が設計額を大きく下回ったものでございます。

◎25番（佐藤 哲委員） 3款のほうから先に質疑いたします。

田舎に行くと、独り暮らしをして、身内が引き

取らないという場合でもお墓がある場合があるわけですよ。まちの人の場合は、お墓があってもそれを管理する人がいなければ、これを処分されてしまうということもあるけれども、田舎に行くと墓はずっとそのまま残っているケースは結構あると思うのです。そういうときはどうされるものなのか。

それから、これは答えられると思うのですが、一体現在何体ぐらい保管しておいてくれているものなのか。先ほど答えなかった保管されている場所というのは、差し障りがあって答えられないというふうに理解すればよろしいですか。

それから、5款のほうでありますけれども、入札をかけた結果、非常に安く上がった。最初に予定価格を決めるときに、あまりにもかけ離れているような感じがするわけですが、これは通常一般、今この物価が高くなって資材が高騰しているという状態のときに、当初予算といいますか、あまりにも見積りと違いがあったのかなと考えればいいのですか。この辺についてどう考えていらっしゃるのかお答えください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） お墓に入れるかということではありますが、遺骨を親族の方が引き取った場合には、恐らく埋葬していただけるのだと思うのですが、それがかなわなかった場合には、最終的には合葬墓に埋葬することになります。

それから遺骨の数ですけれども、すみません、数の資料を今持ち合わせておりませんが、私の記憶によりますと数十体あると記憶しております。

それから、保管している場所に関しては、市の備品を保管する倉庫のほうで現在保管しております。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 移転改修工事に係る予定価格でございますが、県の標準単価、設計基準に基づいて適正に算定したものと考えて

おります。

また、その後、国の令和7年3月以降適用の労務単価等の特例措置でありますとか、工事中の現場調査、精査に基づく設計変更、もしくは物価高騰等による増加原因も生じておりましたけれども、それらを含めてもお入札による減額分が上回ったことから、今回の減額補正に至ったものでございます。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 先ほど答弁できなかった遺骨の数でございます。現在、30体あります。

◎25番（佐藤 哲委員） 身内の方々といえますか、誰でも親戚はいるわけですし、この方々に関わりたくない、引き取りたくないという場合でも、お墓があった場合、それに入れてやってくれたらいいだろうと思うのですよ。自分の墓がある人というのは結構いらっしゃるので、独り暮らしで身内がいなくても、墓はあるという人はいるのだらうと思いますけれども、わざわざ合葬墓に入れに行く必要もないと思うのですけれども、その辺については、これは3回目ですので、これで終わりますけれども、どういうものなのですかね、考え直したほうがいいような感じもしますけれども。

それから、倉庫に置いているという言い方もなんですよ。30体よりもあったような感じ、私、前に調べたときにもっとあったような感じがしたのだけれども、倉庫という言い方をしなくて、遺骨を安置している専門のところだと思うのですよ。ただ倉庫に物と一緒に置かれているわけでもないし、この発言というか、言葉の使い方がいいですか、人間の尊厳を全く感じられないような感じがするのですけれども、最後の質疑ですけれども、これをもうちょっと言い方を改める必要があると思いますけれども、その点どう考えますか。

◎生活福祉課長（間山 博樹） お墓がある場合

でございますが、親族の方が同じお墓に入れたくないというケースもあります。遺骨そのものを引き受けていただけるのであれば、すぐに親族の方に引渡ししますけれども、それがかなわなかった場合には、最終的には合葬墓に入ることとなります。

それから、保管している場所ですけれども、繰り返しになります、備品を保管する市の倉庫です。きちんと施錠して管理しております。遺骨だけを専門に保管するような施設は現在用意しておりませんので、ほかの備品と一緒に施錠して管理しております。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第118号令和7年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第118号

令和7年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に4962万2000円を追加し、補正後の額を185億8417万4000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

7款1項5目償還金の4962万2000円の追加は、国庫支出金等精算返還金を追加するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

6款繰入金金の2229万3000円の追加は、歳出の償還金の財源として、財政調整基金繰入金を追加するものであります。

7款諸収入の2732万9000円の追加は、子供医療費分等返還金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第119号令和7年度弘前市介護保険特別会計補正予算（第2号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋田 美織） 議案第119号令和7年度弘前市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に4億7871万3000円を追加し、補正後の額を214億1702万8000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介9ページを御覧願います。

1款1項総務管理費の676万5000円の追加は、介護保険事務処理システム改修業務委託料を計上するものであります。

介10ページを御覧願います。

2款1項保険給付費の4億6690万4000円の追加は、地域密着型介護サービス給付費等を追加計上するものであります。

3款1項地域支援事業費の503万5000円の追加は、成年後見制度利用支援事業助成金を追加計上するものであります。

6款1項償還金及び還付加算金の9,000円の追加は、介護施設等感染拡大防止対策事業費補助金返還金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、介7ページの5款県支出金、7款繰入金のうち一般会計繰入金、介8ページの8款諸収入を計上するとともに、一般財源として、7款繰入金のうち財政調整基金繰入金の追加1億51万3000円をもって全体予算の調整

を図るものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎1番（須藤 江利加委員） お願いします。

介9ページ、先ほど説明がございました、1款1項1目一般管理費に当たります、介護保険事務処理システム改修業務委託料についてお伺いいたします。

まず、本事業の事業概要についてお答えいただけますでしょうか。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 介護保険事務処理システム改修業務委託料の概要について御説明いたします。

この業務委託料は、令和7年度税制改正に対応するため、介護保険料に係るシステムの改修に要する経費となっております。

令和7年度税制改正では、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へと、10万円引き上げる見直しが行われました。これにより、一部の被保険者において保険料段階の移動が生じ、令和6年度から令和8年度を期間とする第9期介護保険事業計画期間中の保険料収入が減少する可能性が生じます。国は、保険者である市町村の保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険の第1号保険料の区分を判定する際に、令和7年度税制改正の見直しの影響により、第1号保険料の区分が変わり得る第1号被保険者については、見直し前と同様の判定となるよう、介護保険法施行令を改正することとしています。市においても、国の通知に基づき、第1号被保険者の保険料が従前と同様に賦課できるよう、システム改修を行うものです。

なお、スケジュールといたしましては、改正後の介護保険法施行令の施行日である令和8年4月1日に間に合うよう、本年度中にシステム改修を

終える予定です。

◎1番(須藤 江利加委員) ありがとうございます。
ます。

令和7年度の税制改正に対応するためのシステム改修であるということは確認できました。

新たに市民の負担をいろいろ増やされることがないということではあるかなと思うわけなのですが、今回のことについて、多分大丈夫なかなとは思いますが、市民生活に対する影響というのはどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

◎介護福祉課長(工藤 信康) 影響となりますけれども、介護保険法施行令の改正の趣旨は、介護保険の第1号保険料の区分を判定する際に、令和7年度税制改正の見直しの影響により、第1号保険料の区分が変更される可能性のある第1号被保険者について、見直し前と同様の判定となるようにするという事です。そのため、このことに起因して、令和8年度の第1号保険料が変わるというものではないものでございます。

◎1番(須藤 江利加委員) 再質疑をさせていただきます。

市民生活には影響が出ないということではありますが、やっぱり国保同様に、税制改正による影響を市で対応するという問題なので、しっかり市民への周知というのもやっていただきたいのですけれども、もちろん市民もそうですし、介護事業者、当事者の方々に対して、どのような周知をなさるおつもりなのかお答えください。

◎介護福祉課長(工藤 信康) 現時点では具体的な計画は立てておりませんが、令和8年度早々に事業所や市民に伝わるように周知してまいりたいと考えております。

◎委員長(外崎 勝康委員) ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、議案第120号令和7年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長(京野 直文) 議案第120号令和7年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額を改め、あわせて、早期発注する予定の工事などについて債務負担行為を設定しようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出のうち、収入では消費税及び地方消費税還付金289万9000円を追加し、収入の合計を47億1226万円に改め、支出では路面復旧費及び委託料3189万2000円を追加し、支出の合計を39億5445万4000円に改めようとするものであります。

水2ページをお開き願います。

第3条は、早期発注する予定の工事などについて

て、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為を追加しようとするものであります。

なお、樋の口浄水場建設及び運転管理業務については、供用開始時期の遅れに伴い期間が令和23年度にずれ込んだことから、追加が必要となったものであります。

そのほか、水3ページから水12ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第121号令和7年度弘前市下水道事業会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（京野 直文） 議案第121号令和7年度弘前市下水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、早期発注する予定の工事などについて債務負担行為の追加をしようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条は、早期発注する予定の工事などについて、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為の追加をしようとするものであります。

そのほか、下2ページから下6ページにかけては、債務負担行為に関する調書などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第134号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第9号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（今井 郁夫） 議案第134号令和7

年度弘前市一般会計補正予算(第9号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に5億9974万8000円を追加し、補正後の額を917億3358万2000円とするほか、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、宮川交流センター温風暖房機取替工事などに係る追加2件であります。

地方債の補正は、岩木海洋センター整備事業に係る追加1件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたします。

初めに、人件費の補正につきましては、各款にわたり計上していることから、全体をまとめた形で御説明いたします。

給料は、職員の新陳代謝・給与改定等により1億1324万3000円を追加するものであります。

職員手当等は、時間外勤務手当や退職手当などの追加と通勤手当などの減額を合わせて3億1467万7000円を追加するものであります。

共済費は、6150万9000円を追加するものであります。

また、特別会計、企業会計の人件費の整理により、特別会計への繰出金、企業会計への補助金を調整し、合わせて2760万7000円を追加するものであります。

このほか、会計年度任用職員等に係る報酬等を整理した結果、人件費合計で5億5722万9000円を追加するものであります。

次に、人件費以外の補正について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費は、戸籍システム共同親権対応業務委託料として328万9000円を計上するものであります。

23ページを御覧ください。

8款土木費4項都市計画費4目交通政策費の

3516万円は、弘南鉄道運行費補助金を追加するものであります。

28ページを御覧ください。

10款教育費5項保健体育費2目体育施設費の407万円は、岩木海洋センター温水ボイラー取替工事を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、6ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、22款諸収入及び23款市債をそれぞれ計上するほか、20款財政調整基金繰入金の追加5億8622万1000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長(外崎 勝康委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎1番(須藤 江利加委員) 私からは、28ページ、10款5項2目に当たります、岩木海洋センター温水ボイラー取替工事についてお伺いいたします。

ボイラーの交換をしなければいけないという、そのままの趣旨ではあるとは思いますが、今回、ボイラーの故障がなぜ起きたのかについて、また、これまでに故障があったのかについて、いつから利用されているものなのかも併せてお伺いしたいと思います。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) ただいまの須藤委員の質疑に対してお答えいたします。

1点目のなぜ起きたのかというところについてですけれども、こちらのボイラーが平成28年から使っておりまして、経年劣化による故障と考えてございます。

あと、いつからかということですが、ボイラーの故障の連絡が来たのが9月19日で、ボイラーの故障があるということで施設のほうから報告を受けております。

◎1番(須藤 江利加委員) 今、平成28年度か

ら利用されているということだったのですけれども、ボイラーなので耐用年数であるとか、定期的な点検、取替えが必要であればやるということになるのだとは思うのですが、こうした古くなってしまっているものというのが施設内にまた、ほかにもボイラーのような形で利用しているものがあつたりするものなのでしょうか。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） 施設そのものも結構年数がたっているというのもありますので、設備のほうも同様に古いものがあると認識してございます。

◎1番（須藤 江利加委員） 来年、国スポも控えていますし、ボイラーが使えないことで施設のシャワールームとか、温水を出してほしい利用者がいたりするかもしれないと想像するのですが、早く対応する必要があると思うのですが、こちらの取替工事というのは、どのようなスケジュールでやることになっているのでしょうか。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） こちらのシャワールームは、施設の有料施設を利用していた方が使えるシャワールームになっておりまして、主な利用者としては、6月中旬から9月中旬までオープンしていますプールを利用される方が利用されていると伺っております。

早く対応する必要があるとこちらも考えておりまして、来年の令和8年1月中には契約をいたしまして、少なくとも6月のプールが始まる前までには完了したいと考えてございます。

◎委員長（外崎 勝康委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時46分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎17番（千葉 浩規委員） 二つほど質疑があります。

一つは、2款3項1目、12ページの、戸籍システム共同親権対応業務委託料についてです。

共同親権の概要、さらに委託業務内容とスケジュール、財源について答弁をお願いします。

もう一つは、8款4項4目、23ページ、弘南鉄道運行費補助金追加についてです。

事業費の概要、予算額の根拠について答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 博子） 共同親権の概要と委託業務内容、スケジュール、財源についてお答えします。

委託業務内容といたしましては、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律が、令和8年4月1日から施行されることに伴い、離婚後の共同親権の届出に対応した戸籍事務が行えるよう、システムの改修を委託するものです。

共同親権の概要といたしましては、現在は離婚後の親権を父母の一方のみとする単独親権しか認められておりませんが、法改正後の令和8年4月1日からは、離婚後は単独親権の定めをすることも、父母双方を親権者とする共同親権の定めをすることもできるようになります。

協議離婚の場合は、父母が協議により親権者を父母双方とするか、その一方とするかを定めます。父母の協議が調わない場合や裁判離婚の場合は、家庭裁判所が定めます。

スケジュールといたしましては、補正予算成立後に契約手続を行い、年度内にシステム改修を実施する予定となっております。

あと、財源のほうは全額一般財源であります。

◎地域交通課長（羽賀 克順） それでは、補正予算の概要と金額の根拠についてお答えいたします。

まず、概要につきましては、大鰐線の運行費の

補助につきましては、これまで、弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画に基づき、運行欠損が生じた場合は、翌年度に補助することとしておりました。しかしながら、令和9年度末での大鰐線運行休止を踏まえるとともに、昨今の物価高騰の影響や、また、今年度から始まった弘南線の大規模修繕などにより、厳しい経営環境、経営状況に置かれております弘南鉄道株式会社の現状に鑑みまして、大鰐線の当該年度の運行分の欠損額を当該年度中に補助することで、休止までの間、大鰐線の安定的な運行を確保することとしたものであります。

また、積算の根拠でございますが、令和7年度運行分に係る運行欠損額については、会社の中長期計画から算出いたしました差引きの損益額が6459万2000円でございます。支援計画のほうにも同額計上しているものであります。これに對しまして、支援計画で定めている負担額を乗じて算出しまして4954万3000円が弘前市の負担額となります。この負担額に、今年度、令和6年度に交付確定済みであります令和6年度運行分の予算残額がありましたので、こちらの予算残額を差し引いた金額が今回補正を計上しております3516万円となるものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 戸籍システムのほうですけれども、この共同親権に関わって、4月から市が行う業務はどういうことになるのかということと、これは質疑ではありませんが、なぜこれが一般財源なのかなど、全額国できちんと持ってくればいいのかと思います。これは質疑ではありません。

あとは、弘南鉄道のほうですけれども、弘南線の大規模修繕等の概要ですね、あと、前倒しが必要になってくるほどの厳しい経営状況は具体的にどのようなことなのか、答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） それでは、大規

模修繕の具体的な内容でございますが、弘南線におきましては、列車集中制御装置、また、高圧の配電盤、受電盤といった大型設備の更新、いわゆる電路関係の部分が大規模修繕の増額となっております。

その工事期間が令和7年度から始まりまして、令和10年度まで予定しており、その修繕費の増額部分といたしましては約3億円となる見込みでございます。

また、会社の厳しい経営状況につきましては、先日の一般質問の答弁とも同様でありますけれども、直近の令和6年度の会社の営業報告書、決算資料によりますと、当期純損益がマイナス約4000万円と、平成29年度から8年連続赤字を計上していること、そのほか、やはりこれらの累積赤字が3億円に上っているというところから大変厳しい状況にあると認識しておりまして、今回、補正を計上したいと考えております。

◎市民課長（長利 博子） 共同親権に関して、4月から市が担う業務ということですが、離婚届に記載された親権について、うちのほうで届けのとおりに記載するだけです。

◎17番（千葉 浩規委員） 要は、受けるだけということですね。

それで、共同親権についてなのですが、ここで質疑ではないです。私たちの共同親権についての考えについて、3回目はお話をさせていただきたいと思います。

私たち日本共産党は、父母間の合意がない共同親権を家庭裁判所が強制すれば、子の利益を害する重大な危険があることから、DV被害者を含め、不本意な共同親権が強行されて、子供の利益が害されることがないようにしていくことが必要だというふうにしています。そのためにも家庭裁判所の体制強化、大幅増員や子供の意思・心情を尊重する徹底した研修、特にDV・虐待ケースで

は、専門家が子供の意思の確認を行う仕組みをつくるべきだということを提案しているということをお話をさせていただきます。質疑はありません。

続きまして、弘南鉄道についてですが、かなり急を要するのではないのかなと思われるのですが、交付方法について答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 交付方法につきましては、会社のほうで今年度——令和7年度の決算額の見込額を積算していただきまして、その交付申請に対して交付決定、まずは概算払いを行いたいと思っております。その後、決算確定後、早々に実績報告をいただきまして、補助金の確定、精算を行いたいと思っております。

◎16番（木村 隆洋委員） 23ページ、8款4項4目、弘南鉄道運行費補助金について、私も質疑させていただきたいと思います。

まず初めに、一般質問の竹内委員と部長との質問の中で、今回なぜ補正を組むのかというような質問がありました。部長のほうから、あくまで非常にイレギュラーなケースであるというような御答弁があったと認識しております。今回、補正予算が2案上がっています。議案第117号と今審議している第134号、当初補正の第117号にも計上されていない、それほどイレギュラーだったのかなという認識もしております。

今回、第117号の当初補正のほうに計上されなかったのはどういった理由なのか、改めてお伺いいたします。

あわせて、先ほど課長の御答弁の中で、この運行費補助の考え方、維持活性化支援計画にも掲げられております。前年度の運行欠損を翌年度事業費に計上すると。ですので、令和7年度の方は、運行費補助に関しては令和8年度もこの5か年計画で組んであります。いわゆる令和8年度の組んでいる分が、この令和7年度の欠損に当たると、

運行費補助に当たると認識しております。先ほど課長の御答弁でもそういったお話がありました。

そうならば、通常はあくまで令和7年度の事業の決算が終わってから運行費の欠損が確定して、令和8年度として、令和7年度に運行費補助だけは令和8年度で計上する計画になっていますので、なぜ今回、令和8年度で計上しなくて、令和7年度中に運行費欠損を計上したのか、その理由についてお伺いいたします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、なぜ当初の補正予算に計上しなかったのかというところですけれども、追加の補正の理由になりますけれども、これまで支援計画に基づいて運行欠損が生じた場合は翌年度に補助することと、委員がおっしゃるとおりでございましたけれども、先般、11月26日に開催されました弘前圏域定住自立圏公共交通活性化市町村長会議において、昨今の物価高騰、それから先ほど答弁いたしました、今年度始まった弘南線の大規模修繕など、厳しい経営環境、経営状況というのを会社のほうから説明いただきました。そういった内容の会社の現状を踏まえ、弘南線・大鰐線両線の安定運行に支障が出ることがないように、行政ができる範囲として何ができるかというところで意見交換をいたしまして、その結果、当該年度に発生する経費を当該年度に措置することができるということが確認されましたので、当市と大鰐町それぞれで補正予算というふうに対応することとなったので、今回追加提案となったものでございますので、支援計画で定められているところに関しては一部、今後見直しはいたしますけれども、今回そういった対応で、部長の答弁でもありましたように、イレギュラーな対応というところで、今回対応したいと思っております。

◎16番（木村 隆洋委員） 大規模修繕もあるというようなお話もありました。ただ、これは当

初から分かっていることだと認識しております。

令和7年度の運行費補助、維持活性化支援計画によれば、弘前市と大鰐町、合わせて6460万円が計画上は計上されております。まず、この額には変更がないのかお伺いいたします。

あわせてもう一点、先ほど11月26日の市町村会議でのお話が課長からありました。先ほど千葉委員の質疑の中で、令和6年度の弘前市の負担分、4954万円を負担する分の、分かりやすい例は浮いたお金を相殺して、3516万円です。今回補正を組んだというようなお話がありました。

大鰐町は、どのくらい補正を組んでいるのか、補正を組む予定なのか、どのくらいの予算を考えているのかお伺いいたします。

今回の議案第134号の歳出の部分を見ますと、ほぼというか、財政調整基金の繰入れを行っております。これは財政の話になると思いますが、この3516万円は、財調の繰入れによる一般財源で充てるのかどうかを確認も含めてお伺いいたします。それと、財政に与える影響もお伺いいたします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、支援等運行費補助の6460万円は変更はないかということですが、本年1月に見直しした支援計画では、当市と大鰐町、合計で6459万3000円です。変更はないものでございます。

計画の見直し時点では、令和5年度の駅別利用者数を使用していたこともありましたが、見直し時点では当市が5100万円、大鰐町が1360万円です。計画は計上しておりましたが、直近の令和6年度の駅別の利用者数割合のほうが判明いたしましたので、そちらで精査しましたところ、大鰐町のほうでは1505万円を補正予算対応をしているところでございます。

あとまた、財源につきましては、財政調整基金繰入金を財源としているところでございます。

◎財政課長（種市 穂） 恐らく木村委員からは、令和6年度の運行費と7年度の運行費、2か年払うという形での問いかと思えますけれども、財務部といたしましては、大鰐線が休止となる令和9年度末までの分は、市民の足をしっかり確保するために必要な経費と認識しております。

◎16番（木村 隆洋委員） 3回目なので、最後の質疑をさせていただきます。

今、11月26日の市町村会議のお話が出ました。その中で、緊急を要するというので、今回、追加補正で提案したというお話もありました。

先ほど申し上げましたが、原則でいけば、あくまで決算を行って翌年度で運行費補助を計上する考えになっています。大規模修繕等もありましたが、冷静に考えるとそれは分かっていることであって、これだけ急を要するという事は、普通に考えれば、先ほど課長の御答弁の中でもありました純損益が8期連続赤字です。経常損益に当たっては14期連続赤字であります。累積赤字という言い方ではないですけれども、実質累積赤字は議会等の答弁の中でも3億円。まず維持しているのが厳しいぐらい。正直申し上げると、これだけ急を要して、本来令和8年度で賄う令和7年度の運行費欠損、運行費補助を繰り上げるということは、恐らくキャッシュフロー的に会社でかなり厳しい状況なのだろうと。急を要するというのは、いろいろな意味でキャッシュフローだと、普通に考えれば認識できます。

この維持活性化支援計画そのものは、一般質問もさせていただきましたが、令和7年、今年1月に改定しております。今回、令和7年1月に改定した運行費欠損、令和8年度でこの運行費補助を上げている、先ほど課長の御答弁の中でも6460万円が令和7年度分の欠損として処理される形になります。弘前市の負担分が6460万円のうち5100万円、大鰐町が1360万円となっております。今

回、弘前市が3516万円、当初は5100万円という計上をしていたものが、3516万円が足りないということは、半分まではいかないにせよ、7割以上の負担が新たに生じている。令和7年1月に改定して、まだ1年もたっていない計画の中で、既に当初計画よりも7割運行欠損が生じているというような状態になっています。

これほど多額の欠損が出たことに対しての市の見解と、あわせて、今申し上げた令和7年1月につくっている計画であるにもかかわらず、令和7年1月と今の現段階の物価スライドは、多分上昇はしているけれども、そこまではいっていないという認識です。それでも運行費欠損が7割も増えている、当初予算額より、5100万円よりもプラス3500万円、今補正も組んでいる、そこまで出ている理由について、市としてどういうふうに認識しているのか、最後にお伺いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、多額の運行費補助が出ることの市の見解ということですが、まずは支援計画で計上しているのは、令和7年度の運行欠損を令和8年度に計画していたのですけれども、今回の会社の経営状況を鑑みて、ちょっと前倒しでやりたいということで、試算の費用としては変わってはいないのですけれども、時期を早めたということですが、多額なことには変わりはありません。

ただ一方で、これはやっぱり大鰐線の安定運行に必要な経費だと思っているところではございますが、会社に対しましては、運行欠損ありきではなく、運賃値上げとか、またインバウンドの増収とか、そういった会社の増収対策というのがやはり必要ではあると思っておりまして、あわせて、そういった具体的な行動を促せるように、こちらのほうは強く求めていきたいと思っておりますが、行政でやれる範囲としては、やはり前倒しで支援していくというところの姿勢は変わっては

いないと思っているところでございます。

また、当初の予定よりも少し増額になっている部分というところではございましたけれども、本来は令和8年度のを、令和7年度にスライドするというところではあるのですけれども、当初支援計画は令和3年度には作成いたしましたけれども、その令和3年度から見ると、運行費補助というのは約1300万円の増額になっております。

この理由については、今年1月に見直しはしているのですけれども、項目を見ると動力費が大きく、令和3年、4年、5年というのがかなり動力費が増加傾向でございましたので、その増加傾向のトレンドを、令和6年以降も会社のほうで計画を見ておりましたので、これが運行欠損に起因しているところであるというふうに、我々のほうでは見ているところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 私も、23ページの、弘南鉄道の追加補正についてです。

ちょっと一般質問で聞いた部分と重複するところがあるかもしれないのですけれども、今、千葉委員、木村委員から急を要するとか、イレギュラーな対応だったということ等のお話がありましたけれども、であるならば、やはり今回、公金をまた追加で投入するに当たっての今後の見通しとか、それこそ抜本的な改革案みたいなものが見えてこなければ、そもそも今回補正を審議する際の将来的な私たちのイメージというか、本当に地域公共交通の維持はできるのかという部分に、はてなマークがついたまま審議が進むので、やっぱりこの抜本策については少し具体的な答弁、言及が必要であろうと思っております。これは一般質問でもちょっと触れた部分ではあるのですけれども、現状、この抜本的な改革案について何かお考えのものはあるのかどうか、答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 抜本的なという

ところですが、一般質問の答弁とも一部重複いたしますけれども、今国のほうでは、地域公共交通再構築調査事業が補助の内容としてありまして、こちらは鉄道を維持していくとかではなくて、存続ありきとか廃止ありきとか、そういった前提を置かずに、いわゆる沿線住民の足をどのように確保していくのかということの目的のために、事実と、あとは数字、いわゆるファクトとデータというものですけれども、これに基づいて、より幅広く沿線市町村と議論することが必要ではないかと考えておりました、さきの11月26日のときにも、そういった話の話題は触れましたが、まだ政策形成案件というところもあって、予算のほうも伴いますので、まだ合意には至っておりませんが、合意が至った場合には、また改めて具体的に説明したいと思っておりますが、検討は始めているところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 検討は始めているということで、であるならば、今後、合意していくプロセスとか、どういった内容を整理して、来年度予算編成にも関わってくることだと思うので、今後の抜本的な改革案の一つとして示された今の国の事業を、今後どう合意形成を図っていくのかとか、スケジュール感のようなものですね、周辺自治体との合意もあると思っておりますので、その部分の見通しについて答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 見通しですけれども、まだこれは沿線市町村との合意がありますので正しいことは言えませんけれども、とはいえ、この支援計画が令和12年までありますので、その先の計画というよりは、今の会社の状況を見ると、やはり早めにやっつけていかなければいけないと思っております。

そのため、予算の合意形成がやっぱり一つポイントにはなるのですけれども、早ければ令和8年度の予算に間に合うのであれば、令和8年度の市

町村長の予算決定の前までには合意は得られなければいけないと思っておりますし、そこにはもっと議論をしていかなければ、沿線市町村と協議していかなければいけないと思っております。

◎7番（竹内 博之委員） 最後に、これは非常に市側も厳しい、難しい判断とか決断を迫られる部分だと思うのですが、やっぱり私は一般質問でも申し上げたとおり、令和6年6月定例会から、抜本策についての検討とか、議会への提示というものは一刻も早く必要だと申し上げてきた立場でございますので、ぜひ令和8年度、当初予算で抜本策の提示を、予算を含めて審議できるように準備いただければと思います。

◎14番（畑山 聡委員） ただいまの千葉委員、木村委員、そして竹内委員が取り上げました、8款4項4目、弘南鉄道運行費補助金追加についての確認ですけれども、お話をずっと聞いていると、令和9年度をもって廃線にするという話ですよね。変えたのですか。廃線ですよね。大鰐線ですよ。大鰐線のその後を、どういうふうにして公共交通を守っていくかと、これから検討していくのですか。さっきから話を聞いていると、きちんと検討していきます、検討していきますと、それはいいのだけれども、もっと大体の道筋ぐらいは、もう考えていて当たり前ではないかと私は思うのですが、確認のためです、全く検討していないのですか。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 少し答弁漏れがあったかもしれませんが、もう少し具体的に説明したいと思います。

大鰐線につきましては、令和9年度末で休止というところが会社のほうで表明されておりました、今現在、大鰐線の代替交通のほうは、県が今事務局を担って代替交通を検討いただいて、我々も今、同じメンバーで参画しております。先日、県のほうからも素案というのが示されたところで

ありまして、今後、来年度末までには具体的な代案、具体的な運行便数のほうも今後検討していつて、来年度末にはもう少し具体的な発表はできるかなと思っております。

先ほど、こういった御質疑に対して御答弁しているのは、弘南線のほうの検討を今後加速していきたいということでしたので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第135号令和7年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第135号令和7年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願ひます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に898万

3000円を追加し、補正後の額を185億9315万7000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願ひます。

1款1項1目一般管理費の960万2000円の追加は、職員の新陳代謝・給与改定等に伴う経費として計上するものであります。

4款1項1目特定健康診査等事業費の132万2000円の減額は、職員の新陳代謝等に伴う経費として計上するものであります。

国8ページをお開き願ひます。

4款2項1目保健指導費の70万3000円の追加は、職員の新陳代謝・給与改定等に伴う経費として計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願ひます。

6款繰入金の898万3000円の追加は、歳出予算に対応する歳入予算として、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第136号令和7年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第136号令和7年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に5万4000円を追加し、補正後の額を26億947万5000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の5万4000円の追加は、職員の新陳代謝・給与改定等に伴う経費として計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後6ページにお戻り願います。

3款繰入金の5万4000円の追加は、歳出予算に対応する歳入予算として、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第137号令和7年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋田 美織） 議案第137号令和7年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に1942万9000円を追加し、補正後の額を214億3645万7000円にしようとするものであります。

介8ページを御覧願います。

歳出予算について御説明申し上げます。

本補正予算は、給与改定等に伴う給料、職員手当等の人件費に係る補正でありまして、各款にわたり計上していることから、全体をまとめた形で御説明いたします。

給料に係る補正につきましては、職員の新陳代謝・給与改定等により645万3000円を増額するものであります。

職員手当等につきましては、時間外勤務手当などの追加と児童手当などの減額を合わせて761万2000円を追加計上するものであります。

共済費は、284万1000円を追加計上するものであります。

このほか、会計年度任用職員等に係る報酬等を整理した結果、人件費合計で1942万9000円を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する歳入予算として、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、介7ページの7款繰入金のうち一般会計繰入金をそれぞれ追加計上するとともに、一般財源として7款繰入金のうち財政調整基金繰入金の追加25万3000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第138号令和7年度弘前市水道事業会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（京野 直文） 議案第138号令和7年度弘前市水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、給与改定及び職員の新陳代謝に伴い、人件費について補正するほか、翌年度以降に支出を予定している工事について、債務負担行為を設定しようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、主要な建設改良事業について、人件費に係る額などを改めようとするものであります。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では消費税及び地方消費税還付金など2137万1000円を減額し、収入の合計を46億9088万9000円に改め、支出では給料、手当等の人件費6955万4000円を追加し、支出の合計を40億2400万8000円に改めようとするものであります。

水2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出のうち、収入では企業債1億6350万円を減額し、収入の合計を38億9765万7000円に改め、支出では給料、手当等の人件費など537万8000円を追加するほか、工事請負費2億3366万円を減額し、支出の合計を64億9136万5000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

水3ページをお開き願います。

第5条は、継続費を廃止及び追加しようとするものであります。

第6条は、翌年度以降に支出を予定している工事について、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為の追加をしようとするものであります。

水4ページをお開き願います。

第7条は、企業債の限度額を、第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第9条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、水5ページから水23ページにかけて

は、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 最後に、議案第139号令和7年度弘前市下水道事業会計補正予算（第4号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（京野 直文） 議案第139号令和7年度弘前市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、給与改定及び職員の新陳代謝に伴い、人件費について補正しようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、主要な建設改良事業について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入ではその他特別利益など246万8000円を追加し、収入の合計を58億6571万3000円に改め、支出では給料、手当等の人件費など502万2000円を追加し、支出の合計を53億4904万9000円に改めようとするものであります。

下2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出のうち、支出では給料、手当等の人件費6万5000円を追加し、支出の合計を46億1970万2000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第6条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、下3ページから下21ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認め

ます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 1時44分 散会〕

委員長 外 崎 勝 康